



## 第 3 章

# 計画の基本的な考え方

## 1 障がい者施策の基本理念

障がい者施策の基本的な事項や理念を定めた栃木市障がい者計画においては、本市の地域福祉計画の基本理念である「共に考え 共に支え合う あったかとしぎ」に象徴される「あったか」を心掛け、全ての市民が「障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」という障害者基本法の理念を実現するため、障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう支援の充実を図ります。

本計画は、様々な取組みを行うキャッチフレーズを「すべての人が いきいきと暮らせる やさしさあふれるまち とちぎ」としています。

## 2 計画の基本方針

本市においては、平成28年10月に、日常的に生活の状況を見守る活動等の支え合い活動に関する「栃木市地域支え合い活動推進条例」を施行し、平成31年4月に、障がいを理由とする差別の解消に向けての必要な事項を定めた「栃木市共生社会実現のための障がい者差別解消条例」と、手話に対する理解促進及び手話の普及に向けた取組みについて定めた「栃木市手話言語条例」を施行し、市と市民が一体となって、障がいを理由とする差別の解消や社会的障壁の除去のための合理的な配慮の実践に向けて取組みを始めました。

また、令和2年10月には、保健福祉部門の最上位計画である「第2期栃木市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定し、全世代型地域包括ケアシステムモデルに基いた個別のニーズに的確に対応できるシステムの再構築を掲げています。

本計画では、上位計画である「栃木市総合計画」「第2期栃木市地域福祉計画・地域福祉活動計画」「栃木市障がい者計画」との調和を図りながら、国の基本指針において基本的理念として掲げられた次の点に配慮し、総合的な自立支援体制の確立を目指します。

### 「障がいのある人の自己決定と自己選択の尊重」

ノーマライゼーションの理念の下、障がいの種別や程度に関わらず、障がいのある人が自ら居住場所や障がい福祉サービス・支援内容を選択・決定し、自立と社会参加

の実現を図っていける環境整備を進めます。

## 「地域生活移行や就労支援等の課題への対応」

障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の強化を図るとともに、障がいのある人の生活を地域全体で支えるシステムを構築するため、地域の社会資源を最大限に活用し、地域におけるサービス提供体制の拠点づくりを進めます。

## 「地域共生社会の実現に向けた取組みへの対応」

法律や制度に基づかない支援を通じた、地域住民が主体的な地域づくりに取り組むための仕組みづくりを進めるとともに、多機関協働による包括的支援体制の充実を図り、福祉総合相談支援センターなどにおいて、関係機関との連携強化のもと、相談・支援等に取組むなど制度の縦割りを越えた柔軟なサービスの確保等に向けた体制づくりを進めます。

## 「地域の実情に応じた障がい福祉サービス等の対応」

障がい等により判断能力が不十分で、自らの意思を伝えることが難しい人や、地域生活への移行等が困難な人へのサービス提供体制を強化するとともに、障がいのある人やその家族が安心して地域で生活できる体制づくりを進めます。

## 「障がい児の健やかな成長のための発達支援」

障がい児支援を行うに当たって、障がい児本人の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな成長を支援するため、障がい児通所支援等の充実を図ります。障がい児及びその家族に対し、身近な施設で、障がいの疑いがある段階から、障がい種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援が受けられるよう、地域支援体制づくりを進めます。

## 「障がい福祉人材の確保」

障がい者の高齢化と障がいの重度化が進む中、障がい福祉に関する事業やサービスを安定的に実施・提供していくため、それらを提供する体制の強化と並んで、それを担う人材の確保とスキルアップ、職種間の連携強化を進めます。

## 「障がいのある人の社会参加の支援」

ノーマライゼーションの理念の下、障がいの種別や程度に関わらず、障がいのある人の社会参加や多様なスポーツ、読書等の文化活動を楽しむことができる環境整備を進めます。

### 3 成果目標と活動指標

障害者総合支援法第88条に基づく「障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に基づく「障害児福祉計画」の成果目標について、国の基本指針を踏まえるとともに、本市における過去の実績と地域の実情を考慮し、令和5年度を目標年度として設定します。

また、成果目標を達成するため、計画期間の各年度における取組みの活動指標を定めます。

#### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

	国の基本指針	設定の考え方	基準値	目標値
施設入所者数	令和5年度末時点で、令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減	地域の実情を踏まえ栃木市においては1.2%以上	令和元年度末の施設入所者数 206人	令和5年度末の施設入所者数 203人
地域生活移行者数	令和5年度末時点で、令和元年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活に移行	地域の実情を踏まえ栃木市においては2%以上	令和元年度末の施設入所者数 206人	令和5年度末までの地域生活移行者数 5人

#### 目標実現に向けた取組

障がい児者相談支援センターの相談支援機能を強化するとともに、自立した生活に必要な障がい福祉サービスが適切に利用できるよう、利用ニーズや定着するために必要なことを的確に捉えながら各機関との連携の下に支援を行います。

また、障がい者の地域生活移行を進めるにあたり、グループホームなどの「住まいの場」の整備を促進するとともに、生活介護、就労移行支援や就労継続支援などの「日中活動の場」の整備や地域交流の機会を確保するなど、障がいへの理解を促進するための支援に努めます。

## (2) 地域包括ケアシステムの精神障がいへの実践

活動指標	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
保健、医療、福祉関係者による協議の場「くらし まるごとワーキング」の開催回数	4回	4回	4回
出前講座等の地域住民に対する普及啓発の取組み 回数	1回	2回	4回
精神障がい者ピアサポーター数	10人	12人	12人

### 目標実現に向けた取組

精神障がいの程度にかかわらず、誰もが地域の一員として、安心して自分らしく暮らすことができるよう、精神障がい者を支える地域づくりを図ります。

国は、今期計画で全ての市町村に協議の場の設置を目標としていますが、本市では既に、協議の場「くらしまるごとワーキング」の設置が済んでいることから、協議の場の継続、医療、保健、福祉の連携の充実、精神障がいに係る普及啓発、市内で活躍できるピアサポーターの養成等を進めていきます。

また、市地域福祉計画にある「全世代型地域包括ケアシステム」の実践的取組みを図るため、具体的な展開として、障がい福祉、医療、介護、住まい等包括的に提供することや、精神障がい者及びその家族に対する支援の充実が実現できるよう、検討を進めていきます。

### (3) 地域生活支援拠点等の整備

	国の基本指針	設定の考え方	現 状	目標値
地域生活支援拠点等の整備	令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討する	国の方針に準ずる	設置済み	運用状況を年1回以上検証、検討する

活動指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域生活支援拠点等の設置箇所数	1箇所	1箇所	1箇所
検証及び検討の実施回数について、年間の見込み数	3回	3回	3回

#### 目標実現に向けた取組

障がい者の重度化や高齢化、そしていわゆる「親なき後」を見据え、障がい者の地域生活支援を支援するため、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を担う「栃木市地域生活支援拠点（栃木くらしだいじネット）」の充実を図ります。

検討に当たっては、本市の実情や課題について関係機関が情報を共有し、自立支援協議会等の場を活用して協議を進めます。

#### (4) 福祉施設から一般就労への移行等

	国の基本指針	設定の考え方	基準値	目標値
一般就労移行者数	令和5年度までに、令和元年度実績の1.27倍以上	国の方針に準ずる	令和元年度における一般就労移行者数 14人	令和5年度における一般就労移行者数 18人
就労移行支援における一般就労移行者数	令和5年度までに、令和元年度実績の1.30倍以上	国の方針に準ずる	令和元年度における一般就労移行者数 3人	令和5年度における一般就労移行者数 4人
就労継続支援A型における一般就労移行者数	令和5年度までに、令和元年度実績の1.26倍以上	国の方針に準ずる	令和元年度における一般就労移行者数 6人	令和5年度における一般就労移行者数 8人
就労継続支援B型における一般就労移行者数	令和5年度までに、令和元年度実績の1.23倍以上	国の方針に準ずる	令和元年度における一般就労移行者数 5人	令和5年度における一般就労移行者数 7人
就労定着支援事業の利用者数	令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人数の7割が就労定着支援事業を利用することを基本	地域の実情を踏まえ栃木市においては3割以上	—	3割以上
就労定着支援事業の就労定着率	令和5年度における就労定着支援による就労定着率が8割以上の事業所が全体の7割以上	国の方針に準ずる	—	7割以上

#### 目標実現に向けた取組

障がい者の雇用を促進するため、農福商工連携を推進し、就労に関する情報の提供・相談体制の整備、能力開発や訓練の機会の拡充及び雇用の場の開拓によって、就労の場の確保を図るとともに、就職の意向確認から就労後の定着まで、就労支援のための総合的な支援を行います。

また、障がい者就労施設等からの物品等の優先調達や障がい者施設に通所する障がい者の賃金向上の取組みを進めるなど、その他の就労支援事業も含めた総合的な就労支援を行います。

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

	国の基本指針	設定の考え方	現 状	目標値
児童発達支援センターの設置	令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置する	国の方針に準ずる	未設置	1か所
保育所等訪問支援を利用できる体制構築	令和5年度末までに、全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	国の方針に準ずる	未構築	1か所
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	令和5年度末までに、各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上確保する	国の方針に準ずる	確保済み	継続
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	令和5年度末までに、各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上確保する	国の方針に準ずる	確保済み	継続
医療的ケア児支援のための協議の場	令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設ける	国の方針に準ずる	設置済み	継続
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置	国の方針に準ずる	配置済み	継続

活動指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントトレーニング等の支援プログラム等の受講者延べ人数	60人	60人	60人

### 目標実現に向けた取組

障がい児の地域支援体制の充実を図るため、児童発達支援センターや重度心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を確保していきます。

また、医療技術の進歩等を背景として、医療的ケア児の数が増加する中で、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の各関係機関と連携を図り、自立支援協議会に設置された「医療的ケアグループ」を協議の場とし、コーディネーターを中心に支援の取組みを進めます。



## (6) 相談支援体制の充実・強化等

	国の基本指針	設定の考え方	現 状	目標値
相談支援体制の充実・強化等に向けた取組みの実施体制	令和5年度末までに、市町村又は圏域において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組みの実施体制を確保	国の方針に準ずる	設置済み	継続

活動指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談支援センターにおける相談支援件数(延べ数)	2,750件	2,800件	2,850件
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	200件	200件	200件
地域の相談支援事業者の人材育成のための相談支援ネットワーク定例会の実施回数	4回	5回	5回
地域の他機関・多職種との連携強化のための研修会の実施回数	2回	2回	2回

### 目標実現に向けた取組

障がい手帳の有無にかかわらず、障がいや難病等があるために日常生活又は社会生活を営む上で何らかの制限を受ける方や不自由な状態にある方にとって、相談しやすい環境づくりが不可欠です。本市では、市内社会福祉法人等の協力により相談支援体制の維持を図り、基幹相談支援センターにおいて、障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を実施します。

また、地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言及び人材育成のために研修等を実施し、地域の他機関・多職種との連携強化の取組みを進めます。

## (7) 障がい福祉サービス等の質の向上

	国の基本指針	設定の考え方	現 状	目標値
サービスの質の向上を図るための取組みに係る体制の構築	令和5年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組みに係る体制を構築	国の方針に準ずる	実施済み	継続

活動指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加人数	1人	1人	1人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有する体制の有無及びその実施回数	1回	1回	1回

### 目標実現に向けた取組

障がい者等が必要とする障がい福祉サービス等を提供できているのかを検証するため、多様化している障がい福祉サービス等の利用状況を把握し、障がい福祉サービス等の質を向上させるため、審査支払におけるエラーや内容を検証し、サービス事業所と共有できる体制についてさらに強化していきます。